

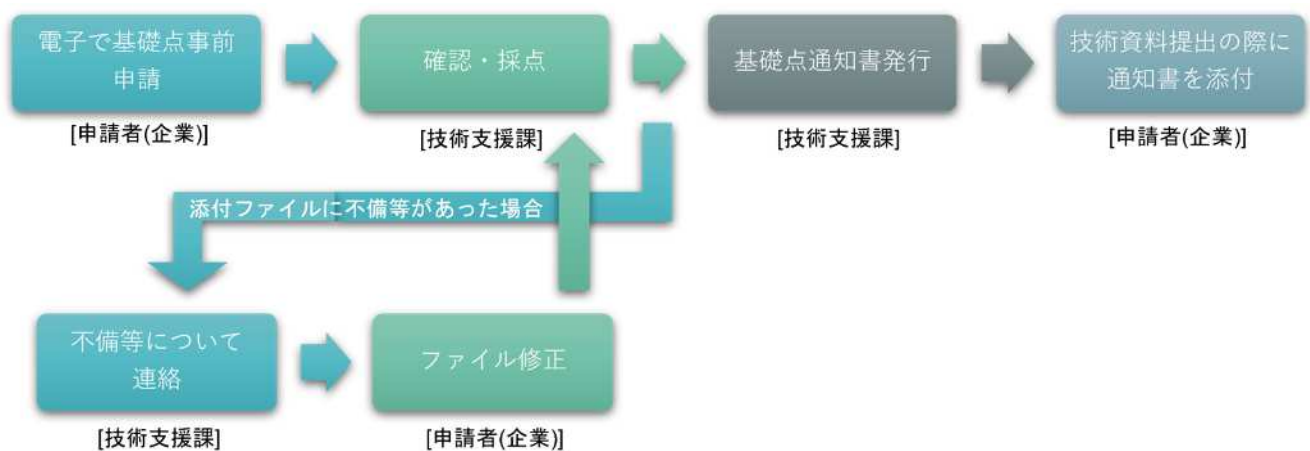
令和8年度総合評価落札方式基礎点事前確認制度の手引き

1 基礎点事前確認制度とは

基礎点事前確認制度とは、工事における総合評価落札方式の評価項目のうち、工事ごとで変わらない共通した評価項目を事前に電子申請いただくことで、技術支援課が確認、採点、基礎点通知書の発行を行い、入札時に提出いただいている技術資料の添付資料を簡素化する制度です。

また、添付資料の不備等があった場合、技術支援課から連絡するため、ミスを事前に修正できます。

なお、基礎点事前確認制度の開始に伴い、これまで開札後に発行していた技術資料の得点表は廃止します。



2 対象となる評価項目

下表の評価項目を基礎点事前確認の対象とします。

	評価項目
⑤	ISO9001の認証
⑥	建設業労働災害防止協会への加入
⑦	安全対策優秀表彰の実績
⑪	技術者の新規資格取得
⑫	有資格者の長期雇用
⑬	若年者雇用の新規・継続
⑭	生産性向上等(ICT 活用・CCUS 登録)
⑮	応急防災措置等に関する協定締結状況
⑱	電子契約の活用
⑲	北九州 SDGs 登録制度の登録
⑳	障害者・難病患者の雇用状況
㉑	子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み
㉒	協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況
㉓	児童養護施設等の卒業生の雇用状況
㉔	環境負荷軽減 (ISO14001、エコアクション 21 他)
㉕	北九州市消防団協力事業所の認定状況
㉖	その他北九州市の施策への協力

3 申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日 随時受付

新規申請の場合は、内容確認に数週間要する可能性があるため、基礎点通知書の活用が予定される工事
公告前に余裕を持って申請ください。

また、基礎点通知書の内容から変更があった場合は、変更のある評価項目のみ再申請いただくか、技術
資料提出時に変更後の添付資料をつけてください。

4 基礎点通知書の適用対象工事

令和8年4月1日以降に公告する総合評価落札方式の工事

5 基礎点通知書の有効期限

基礎点通知書の発行～令和9年4月12日

6 電子申請サービス(graffer) 基礎点事前申請 URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/R8sougouhyouka-kisoten>

7 基礎点事前申請の流れ

① graffer アカウントを利用または graffer アカウントを利用せずにメール認証する。

アカウント作成した場合またはログインした場合は、2回目以降の申請は登録したメールアドレス、
パスワードでログインできます。また、ログインして申請すると、入力内容の一時保存や過去の申請
内容等を確認できます。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

- ② 申請者情報を入力する。
法人名や電話番号等を入力します。

申請者の情報

🔍 法人を検索して自動入力する

商号（名称） 必須

小倉城下町建設株式会社

商号（カナ） 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

郵便番号から住所を入力

- ③ 申請項目を選択、入力する。添付ファイルは評価項目ごとに添付する。
添付ファイルは評価項目ごとに pdf, jpg, jpeg, png のいずれかのファイルにして添付してください。

⑤ ISO9001 認証の有無 必須

ISO9001の認証の有無について選択してください。

認証あり

認証なし

⑤-1 登録証(ISO9001)の有効期限 必須

--- 月 --- 日

⑤-2 登録証の写し 必須

登録証の写し
【SMB以内、pdf/jpg/jpeg/png形式】

📎 ファイルを選択…

- ④ 申請後、graffer からメールが届く。
graffer での申請が完了したら、メールが届きます。メールが届かなかった場合は、正常に申請完了していないため、再度申請ください。

「北九州市 DEMO_R8年度総合評価簿札方式基礎点事前申請」の申請を受け付けいたしました。申請

- 申請の種類
北九州市 DEMO_R8年度総合評価簿札方式基礎点事前申請
- 申請日時
2026-03-09 09:01:22

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/8130780249191173501>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが北九州市公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、北九州市で受け付けています。北九州市まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

⑤ 基礎点通知書を受領する。

基礎点通知書のダウンロード URL が記載されたメールが graffer から届きます。URL(申請の詳細のページ)からダウンロードしてください。内容確認から基礎点通知書発行までに数週間要する可能性があります。

「北九州市 TEST R8年度総合評価落札方式基礎点事前申請」の交付物が発行されました。

■ 申請の種類
北九州市 TEST R8年度総合評価落札方式基礎点事前申請

交付物は、以下のURLからダウンロードいただけます。
<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/7573670663442615336?tab=18>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーが北九州市公式サービスとして運営し
※ ご不明点やご質問は、北九州市で受け付けています。北九州市まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファァー
Copyright © Graffer, Inc.

[申請一覧](#) / [申請詳細](#)

TEST R8年度総合評価落札方式基礎点事前申請

申請番号 7573-6706-6344-2615336

北九州市 技術振興局技術支援課

[申請基本情報](#)

[申請内容](#)

交付物

令和8年度 北九州市建設工事総合評価落札方式 基礎点通知書

申請先

北九州市

対応ステータス

完了

手続き名称

TEST R8年度総合評価落札方式基礎点事前申請

会社名	もじじ株式会社-項目full	NO.	7573670663442615336
評価項目	評価内容	評価点	有効期限
⑤ ISO9001の認証	認証あり	1.0	令和9年4月12日まで
⑥ 建設業労働災害防止協会への加入	加入済み	0.5	令和7年12月19日まで
⑦ 安全対策優秀表彰の実績	実績あり 石	1.0	令和9年4月12日まで
	実績あり 鉄筋		令和9年4月12日まで
⑧ 技術者の新規資格取得	1級建設機械施工管理技士 港 船 土木一式建築一式大工	0.5	令和9年4月12日まで

8 不備があった場合

【添付ファイルに不備があった場合】修正依頼のメールが graffer から届く。

メールに記載の URL から修正依頼を確認し、ファイルを差し替えてください。

「北九州市 TEST R8年度総合評価落札方式基礎点事前申請」の申請について、修正が必要です。

⑤-2 登録証の写しの添付ファイルが古いものになっています。新しいものを添付してください。

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。

<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/7573670663442615336>

■ 申請の種類

北九州市 TEST R8年度総合評価落札方式基礎点事前申請

■ 申請日時

2026-02-04 09:35:12

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが北九州市公式サービスとして運営してし
※ ご不明点やご質問は、北九州市で受け付けています。北九州市まで直接お問い合わせください

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

[申請一覧](#) / [申請詳細](#)

TEST R8年度総合評価落札方式基礎点事前申請

申請番号 7573-6706-6344-2615336

未完了の修正依頼があります。修正依頼に従って申請内容を修正してください。

[修正依頼を確認する](#)

TEST R8年度総合評価落札方式基礎点事前申請

修正依頼の確認

修正依頼の内容を確認し、申請内容を修正してください。申請内容に問題がない場合はそのまま「修正を完了する」ボタンを押してください。

修正依頼メッセージ

⑤-2 登録証の写しの添付ファイルが古いものになっています。新しいものを添付してください。

⑤⑥⑦⑪⑫の申請

⑤-2 登録証の写し 必須

添付資料.pdf

 編集

【申請内容に不備があった場合】訂正した旨のメールが graffer から届く。

技術支援課で添付ファイルの内容を基に訂正します。メールに記載の URL から、申請内容を見ると、訂正した項目がわかります。

確認した内容にもとづいて、「北九州市 TEST R8年度総合評価簿札方式基礎点事前申請」の申請を訂正いたしました。

■ 申請の種類
北九州市 TEST R8年度総合評価簿札方式基礎点事前申請

■ 訂正日時
2026-03-26 14:30:28

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。
<https://itzk.graffer.jp/smart-apply/applications/7573670663442615336>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが北九州市公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、北九州市で受け付けています。北九州市まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

⑤ ISO9001 認証の有無

認証あり

⑤-1 登録証(ISO9001)の有効期限 訂正

2029/10/13

⑤-2 登録証の写し

[添付資料.pdf](#) 

9 基礎点通知書の内容から変更がある場合

『7 基礎点事前申請の流れ』の①、②の手順後に変更がある評価項目を申請する、または入札に参加する案件の技術資料提出の際に変更がある評価項目のみ添付資料を提出してください。

更新内容で「一部更新」を選択し、更新しない評価項目は、「～なし」を選択してください。技術支援課で確認後、申請のあった項目を更新した基礎点通知書を発行します。申請せずに入札に参加する案件の技術資料提出の際に新たな添付資料を提出する場合は、基礎点通知書は発行しません。

申請内容 必須

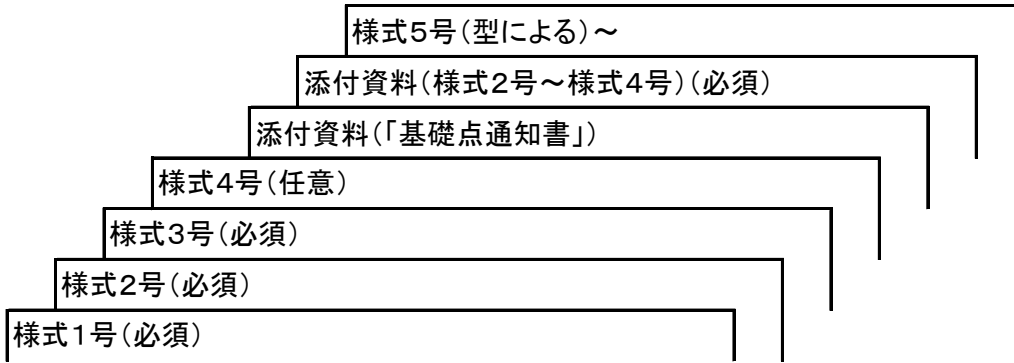
今年度初めての申請の場合は「新規申請」、今年度申請済みで一部の項目を更新する場合は「一部更新」を選択してください。
「一部更新」の場合は、更新する項目以外は「～なし」を選択ください。

新規申請

一部更新

10 活用方法

入札に参加する案件の技術資料(様式3又は4の後ろ)に基礎点通知書を綴じてください。



様式2, 3で、基礎点通知書を適用する項目には☑を入れて、項目の選択、氏名の記入をしてください。日付の入力は不要です。

基礎点通知書を適用する項目は☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	05 ISO9001の認証	ISO9001の認証	登録証(ISO9001)の有効期限	
		認証あり	令和 年 月 日まで	
<input type="checkbox"/>	06 建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会による加入証明日	
		加入済み	令和 8 年 4 月 24 日	
<input checked="" type="checkbox"/>	07 安全対策優秀表彰の実績	安全対策優秀表彰の実績の有無	表彰日	工種
		実績あり	令和 年 月 日	

例：様式2

11 注意事項

- ① 共同企業体の場合は、代表構成員が基礎点事前申請を行ってください。
- ② 雇用の証明が必要な評価項目において、雇用の証明に「健康保険証（被保険者証）の写し」は使えません。雇用保険被保険者通知書（事業主通知用）等の写しを添付してください。

下記の評価項目については、雇用保険被保険者通知書（事業主通知用）等の写しで、確認する内容が記載されているものを提出してください。健康保険資格確認書や健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(前年度以降発行のもの)等の写しを提出する場合は、下記の内容が記載されているか必ずご確認ください。

健康保険資格確認書は、記号・番号・枝番・保険者番号・QRコードにマスキングをしてください。厚生年金被保険者標準報酬決定通知書は、被保険者整理番号・基礎年金番号にマスキングをしてください。

評価項目	雇用の証明の書類で確認する内容
⑪ 技術者の新規資格取得	氏名・雇用主・雇用開始日
⑫ 有資格者の長期雇用	氏名・雇用主・雇用開始日
⑬ 若年者雇用の新規・継続	氏名・雇用主・雇用開始日・生年月日
⑳ 障害者・難病患者の雇用状況	氏名・雇用主・雇用開始日
㉓ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況	氏名・雇用主・雇用開始日

雇用保険被保険者

申込（受理）通知年月日

被保険者番号

被保険者氏名
 氏名

事業所名称
 雇用主
 株式会社

通知書（事業主通知用）

照に基づき、下記のとおり破読（通知）します。

事業所番号

管轄区分
 生年月日
 (生年月日(西暦一年月日))
 (2:大正 3:昭和 4:平成 5:令和)

資格取得年月日
 雇用開始日

取得時被保険者種別
 (1:学生 2:学生 3:学生 4:学生 5:学生 6:学生 7:学生 8:学生 9:学生 10:学生 11:学生 12:学生 13:学生 14:学生 15:学生 16:学生 17:学生 18:学生 19:学生 20:学生 21:学生 22:学生 23:学生 24:学生 25:学生 26:学生 27:学生 28:学生 29:学生 30:学生 31:学生 32:学生 33:学生 34:学生 35:学生 36:学生 37:学生 38:学生 39:学生 40:学生 41:学生 42:学生 43:学生 44:学生 45:学生 46:学生 47:学生 48:学生 49:学生 50:学生 51:学生 52:学生 53:学生 54:学生 55:学生 56:学生 57:学生 58:学生 59:学生 60:学生 61:学生 62:学生 63:学生 64:学生 65:学生 66:学生 67:学生 68:学生 69:学生 70:学生 71:学生 72:学生 73:学生 74:学生 75:学生 76:学生 77:学生 78:学生 79:学生 80:学生 81:学生 82:学生 83:学生 84:学生 85:学生 86:学生 87:学生 88:学生 89:学生 90:学生 91:学生 92:学生 93:学生 94:学生 95:学生 96:学生 97:学生 98:学生 99:学生 100:学生)

破読の年月日

2019. 5

(例)雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)

12 問い合わせ先

北九州市技術監理局 技術部 技術支援課 調整係

TEL：093-582-3260

e-mail：gi-shien@city.kitakyushu.lg.jp

13 基礎点事前確認対象の評価基準等

評価項目【 ⑤ ISO9001の認証 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日以前にISO9001の認証を取得している場合＝1点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式2号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>技術資料提出日現在で有効な登録証の写し</p>
留意点
<p>※ <u>登録(認証)機関が発行していないもの(自社作成の組織図等)は、登録範囲の証明資料として認めないため十分注意すること。</u></p> <p>※ 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が登録範囲に含まれることが<u>客観的に確認できる資料(登録(認証)機関が発行した登録証付属書、登録範囲証明書等)を添付すること。</u></p>

評価項目【 ⑥ 建設業労働災害防止協会への加入 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日以前に、<u>建設業労働災害防止協会へ加入</u>している場合＝0.5点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式2号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>建設業労働災害防止協会が発行した、加入を証明する<u>証明書の写し</u>で以下のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) <u>2026年(令和8年)4月1日以降</u>に発行されたもの</p> <p>(イ) 2026年(令和8年)3月31日以前に発行されたもので、技術資料提出の受付開始日現在で有効なもの</p>
留意点
<p>※ 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が建設業労働災害防止協会に加入していない場合でも、<u>本店が加入していることが確認できる場合は評価する。</u></p> <p>※ <u>「地域貢献活動評価申請書」の確認欄は、加入の証明資料として認めないため十分注意すること。</u></p> <p>※ 入札後に建設業労働災害防止協会への加入状況が確認できる資料を提出させることがある。また、虚偽の申請をした場合には、工事成績評定の減点や指名停止等の措置を行うことがあるため十分注意すること。</p> <p>※ 令和7年度までは有効期限(発行から6ヶ月)で加点評価していたが、令和8年度からは4月1日以降に発行されたものであれば、有効期限が切れていても、年度内は有効とする。ただし、令和8年度においては、令和7年度に発行されたものでも、有効期限内であれば加点評価する。</p>

評価項目【 ⑦ 安全対策優秀表彰の実績】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、<u>2021年(令和3年)4月1日</u>から本工事の技術資料提出の受付開始日以前に、北九州市からの安全対策優秀表彰を受けた場合＝1点</p> <p>※ <u>本工事と同一の工種における表彰</u>の実績のみ申請できる。</p> <p>※ 本工事の技術資料提出の受付開始日以前に公衆損害事故、工事関係者事故に伴う「指名停止」、「文書警告」の措置を受けた場合、その通知日以前に受けた表彰(「<u>文書警告</u>」の場合は、<u>同一の工種のみ</u>)については、<u>申請できない</u>。</p> <p>※ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式2号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>安全対策優秀表彰工事として表彰された表彰状(表彰状の交付前の場合、確認できる資料)の写し</p> <p>※ 共同企業体として表彰された場合は、「工事名」や「請負者」、「出資比率」が確認できるCORINSの工事カルテの写し</p>
留意点
<p>※ 安全対策優秀表彰は、北九州市発注の請負工事を対象として、北九州市が労働災害や公衆災害の防止対策が優秀な受注者を表彰する制度である。</p> <p>※ 「安全対策優秀表彰工事」の詳細は、「北九州市技術監理局検査課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/02400016.html</p> <p>※ 虚偽の申請を行った場合には、工事成績の減点や指名停止等の措置を行うことがあるため十分注意すること。</p> <p>※ 整備事務所長表彰等は、<u>評価対象外</u>とする。</p>

評価項目【 ⑪ 技術者の新規資格取得 】

評価基準等	
<p>【評価基準と配点】</p> <p>別表1及び別表2で示したいずれか一つの資格について、2024年(令和6年)4月1日から本工事の技術資料提出の受付開始日以前に、雇用している技術者が新規に資格を取得した場合に加点する。</p> <p>(ア)別表1に示した資格に合格した場合=0.5点 (イ)別表2に示した資格に合格した場合=0.1点</p>	
様式、添付資料	
<p>【様式】 様式2号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>(ア) 合格日が確認できる書類の写し (合格証明書・資格者証・免許証 等)</p> <p>(イ) 当該技術者の雇用主とその雇用開始日が確認できる書類の写し (事業所名が記載された雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)等、雇用関係がわかるもの)</p>	
留意点	
<p>※ 要件を満たす技術者を複数名雇用している場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ 舗装施工管理技術者については、対象工種を限定しているため留意のこと。</p> <p>※ 雇用開始前に資格取得している場合は、加点は行わない。</p>	

別表1

評価対象資格(0.5点)	
ア	1級建設機械施工管理技士
イ	1級土木施工管理技士
ウ	1級建築施工管理技士
エ	1級電気工事施工管理技士
オ	1級電気通信工事施工管理技士
カ	1級管工事施工管理技士
キ	1級造園施工管理技士
ク	1級建築士
ケ	技 術 士
コ	1級舗装施工管理技術者 ※

※ 本工事の工種が「舗装」の場合に限る

別表2

評価対象資格(0.1点)	
サ	2級建設機械施工管理技士
シ	2級土木施工管理技士
ス	2級建築施工管理技士
セ	2級電気工事施工管理技士
ソ	2級電気通信工事施工管理技士
タ	2級管工事施工管理技士
チ	2級造園施工管理技士
ツ	2級建築士
テ	技 術 士 補
ト	2級舗装施工管理技術者 ※

※ 本工事の工種が「舗装」の場合に限る

評価項目【 ⑫ 有資格者の長期雇用 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>本工事の技術資料提出の受付開始日現在、次の両方を満たす技術者を雇用している場合＝0.5点</p> <p>(ア) 本工事と同一の建設業の種類資格がある監理技術者資格者証の保有期間が10年以上</p> <p>(イ) 現在雇用されている事業所の在籍が継続10年以上</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式2号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>(ア) 監理技術者資格者証の写し(保有期間が10年以上とわかるもの)</p> <p>(イ) 当該技術者の雇用主とその雇用開始日が確認できる書類の写し (事業所名及び資格取得年月日が記載された雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)等、雇用関係がわかるもの)</p>
留意点
<p>※ 要件を満たす技術者を複数名雇用している場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ 監理技術者資格者証は、本工事の技術資料提出の受付開始日現在、有効な資格者証であること。</p>

評価項目【 ⑬ 若年者雇用の新規・継続 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 2024年(令和6年)4月1日以降に雇用開始日現在で40歳以下の若年者を1名以上新規に正規雇用し、本工事の技術資料提出の受付開始日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合＝1点</p> <p>(イ) 本工事の技術資料提出の受付開始日現在で40歳以下の若年者を1名以上継続して正規雇用しており、その在籍期間が3年以上である場合＝0.5点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式2号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>当該若年者の雇用主とその雇用開始日及び生年月日が確認できる書類の写し (事業所名及び資格取得年月日が記載された雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)等、雇用関係がわかるもの)</p>
留意点
<p>※ 評価基準(評価の対象者)として、労働基準法を遵守した雇用形態による<u>技能実習生</u>を含む。</p> <p>※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。</p>

評価項目【 ⑭ 生産性向上等(ICT 活用・CCUS 登録)】

評価基準等

【評価基準と配点】

次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。

(ア) ICT活用工事の実績

北九州市が発注し、**2025年(令和7年)4月1日以降2025年(令和7年)9月30日以前に竣工した本工事と同一の工種**において、本工事の技術資料提出の受付開始日以前に、証明書の発行を受けた場合

- ① 全項目(※)を実施した場合=0.5点
- ② 1項目(※)以上を実施した場合=0.1点

※ ①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、
④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

又は

北九州市が発注し、**2025年(令和7年)10月1日以降に竣工した本工事と同一の工種**において、本工事の技術資料提出の受付開始日以前に、証明書の発行を受けた場合

- ① 「標準型ICT活用工事」を実施した場合=0.5点
- ② 「簡易型ICT活用工事」又は「部分型ICT活用工事」を実施した場合=0.1点

(イ) 建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録

本工事の技術資料提出の受付開始日以前に、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている場合=0.1点

様式、添付資料

【様式】

様式2号

【添付資料(必須)】

(ア)の場合=北九州市の発行したICT活用証明書の写し

(イ)の場合=技術資料提出の受付開始日現在で有効な建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録が確認できる書類の写し。

(事業者登録完了のお知らせ(はがき)・事業者登録完了メール等)

(いずれの資料においても、パスワードやセキュリティコードにマスキングを施すこと)

留意点

※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。

※ 「北九州市 ICT 活用工事」の詳細は、「北九州市技術監理局技術管理課」のホームページを参照。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/022_00002.html

評価項目【 ⑮ 応急防災措置等に関する協定締結状況 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日以前に本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している団体に加入している場合、若しくは、<u>直接協定を締結している場合</u>＝1点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式2号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>(ア) 本市と協定締結している団体に加入している場合 <u>2026年(令和8年)4月1日</u>から技術資料提出の受付開始日以前に<u>加入団体が発行した</u>防災協定締結証明書の写し</p> <p>(イ) 本市と直接協定を締結している場合 本市と応急防災措置等に関する協定等の写し</p>
留意点
<p>※ 入札後に協定締結団体への加入状況や協定締結状況が確認できる資料を提出させることがある。また、虚偽の申請を行った場合には、工事成績評定の減点や指名停止等の措置を行うことがあるため十分注意すること。</p>

評価項目【 ⑯ 電子契約の活用】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 本市と電子契約を締結した<u>実績がある場合</u>＝0.5点</p> <p>(イ) 本市に電子契約サービス利用届出書の<u>提出をしている場合</u>＝0.5点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式3号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>(ア)の場合＝受注者、発注者(本市とわかるもの)、件名がわかる電子契約を締結した証明の写し(電子署名完了通知メール・電子契約締結証明書 等)</p> <p>(イ)の場合＝本市に提出した電子契約サービス利用届出書の写し</p>
留意点
<p>※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ 「電子契約」の詳細は、「北九州市技術監理局契約制度課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200117.html</p> <p>※ (ア)について、<u>受注者、発注者(本市とわかるもの)、件名が確認できる書類の添付がない場合は、評価対象外</u>とするため十分注意すること。</p>

評価項目【 ⑱ 北九州 SDGs 登録制度の登録】

評価基準等
【評価基準と配点】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日以前に、北九州SDGs登録制度に <u>登録を行っている場合</u> =0.5点
様式、添付資料
【様式】 様式3号 【添付資料(必須)】 本工事の技術資料提出の受付開始日現在で有効な、北九州SDGs登録制度の登録証の写し (登録証が届いていない場合は、登録が確認できる書類の写し)
留意点
※ 「評価区分:市の施策への協力 ⑱~㉔」のうち、最大4項目選択可 ※ 「北九州SDGs登録制度」の詳細は、「北九州市政策局サステナビリティ戦略課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/324_00016.html

評価項目【 ⑳ 障害者・難病患者の雇用状況 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、障害者雇用状況の報告義務のある者(雇用する常用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が<u>40.0人以上</u>)で、<u>障害者雇用率2.5%</u>を超えて障害者を雇用している場合=0.5点</p> <p>(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、障害者雇用状況の報告義務のない者(雇用する常用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が<u>40.0人未満</u>)で、障害者を週所定労働時間が20時間以上で雇用し、本工事の技術資料提出の受付開始日に、その<u>在籍期間が3ヶ月以上</u>である場合=0.5点</p> <p>(ウ) 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)の第5条第1項に規定する指定難病の支給認定を受けた患者を週所定労働時間が20時間以上で雇用し、本工事の技術資料提出の受付開始日に、その<u>在籍期間が3ヶ月以上</u>である場合=0.5点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式3号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>(ア)の場合=障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し(※直近の6月1日現在で有効なもの)</p> <p>(イ)の場合=次の①と②の両方の写し</p> <p>① <u>技術資料提出の受付開始日現在で有効な身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p>② <u>当該障害者の週所定労働時間が20時間以上で3ヶ月以上の雇用が確認できる書類(雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)、賃金台帳等)</u></p> <p>(ウ)の場合=次の①と②の両方の写し</p> <p>① <u>技術資料提出の受付開始日現在で有効な特定医療費(指定難病)受給者証</u></p> <p>② <u>当該指定難病患者の週所定労働時間が20時間以上で3ヶ月以上の雇用が確認できる書類(雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)、賃金台帳等)</u></p>
留意点
<p>※ 「評価区分:市の施策への協力 ⑱～㉔」のうち、最大4項目選択可</p> <p>※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ 虚偽の申請を行った場合には、工事成績評定の減点や指名停止等の措置を行うことがあるため十分注意すること。</p> <p>※ 令和8年(2026年)7月公告の工事から、労働者数 37.5 人、障害者雇用率 2.7%に変更予定。</p>

評価項目【 ⑳ 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み 】

評価基準等

【評価基準と配点】

次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。

- (ア) 子育てを支援し、男女がともに働きやすい職場環境づくりについて北九州市から北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰を受けた場合＝0.5点
- (イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に定めた目標を達成した等、厚生労働大臣(都道府県労働局長)の認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん)を受けた場合＝0.5点
- (ウ) 常用雇用者数100人以下の場合で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(計画期間が技術資料提出の受付開始日現在で有効なもの)を策定し、届出が受理されている場合＝0.5点
- (エ) 女性活躍への積極的な取り組みについて下記のいずれかの宣言に登録されている場合＝0.5点
 - ① 福岡県「子育て応援宣言」
 - ② 女性大活躍推進宣言(女性の大活躍推進福岡県会議)
- (オ) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に定めた目標を達成した等、厚生労働大臣(都道府県労働局長)の認定(えるぼし・プラチナえるぼし)を受けた場合＝0.5点
- (カ) 常用雇用者数100人以下の場合で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(計画期間が技術資料提出の受付開始日現在で有効なもの)を策定し、届出が受理されている場合＝0.5点

様式、添付資料

【様式】

様式3号

【添付資料(必須)】

- (ア)の場合＝表彰状等の写し
- (イ)の場合＝基準適合一般事業主認定通知書の写し
- (ウ)の場合＝一般事業主行動計画策定届の写し(計画期間が技術資料提出の受付開始日現在で有効なもの、及び都道府県労働局の受付印のあるもの。)
- (エ)の場合＝①子育て応援宣言登録証の写し(計画期間が技術資料提出の受付開始日現在で有効なもの)
②女性大活躍推進宣言登録証の写し(計画期間が技術資料提出の受付開始日現在で有効なもの)
- (オ)の場合＝基準適合一般事業主認定通知書の写し
- (カ)の場合＝一般事業主行動計画策定届の写し(計画期間が技術資料提出の受付開始日現在で有効なもの、かつ都道府県労働局の受付印のあるもの。)

留意点

※ 「評価区分:市の施策への協力 ⑱～㉔」のうち、最大4項目選択可

※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。

評価項目【 ㉔ 協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 法務省福岡保護観察所に協力雇用主として登録があり、本工事の技術資料提出の受付開始日の月の1日以前1年間に、保護観察中の者又は更生緊急保護中の者を雇用したことがあり、その<u>在籍期間が3ヶ月以上</u>である場合＝0.5点</p> <p>(イ) 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター(暴追センター)に協賛企業として登録があり、本工事の技術資料提出の受付開始日の月の1日以前1年間に、福岡県警察又は暴追センターが就労の支援を行った暴力団離脱者を雇用したことがあり、その<u>在籍期間が3ヶ月以上</u>である場合＝0.5点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式3号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>(ア)の場合＝社会的責任・社会貢献評価申請書(確認書)(<u>福岡保護観察所北九州支部長の証明を受けたもの</u>)の写し</p> <p>(イ)の場合＝社会的責任・社会貢献評価申請書(確認書)(<u>福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課の証明をうけたもの</u>)の写し</p>
留意点
<p>※ 「評価区分:市の施策への協力 ㉑～㉔」のうち、最大4項目選択可</p> <p>※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ 添付資料は、<u>提出期限に間に合わない場合は、入手後早やかに提出すること。</u>(様式3号は「後日提出」を選択)</p> <p>※ 添付資料の様式は、「北九州市技術監理局契約部」のホームページから入手し、作成すること。 http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/youshiki/shikaku_youshiki/shikaku_youshiki.html</p> <p>※ 社会的責任・社会貢献評価申請書(確認書)に記載されている「審査基準日以前1年の間において、」を、「本工事の技術資料提出の受付開始日の月の1日以前1年の間において、」と、読み替えること。</p> <p>※ 虚偽の申請を行った場合には、<u>工事成績の減点や指名停止等の措置を行うことがある</u>ため十分注意すること。</p>

評価項目【 ㉓ 児童養護施設等の卒業者の雇用状況 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>2025年(令和7年)4月1日以降に北九州市内の児童養護施設等の卒業者を1人以上正規雇用し、本工 事の技術資料提出の受付開始日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合=0.5点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式3号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>当該卒業者の雇用主とその雇用開始日が確認できる書類の写し (事業所名及び資格取得年月日が記載された雇用保険被保険者通知書(事業主通知用)等、雇用関係が わかるもの)</p>
留意点
<p>※ 「評価区分:市の施策への協力 ㉑～㉔」のうち、最大4項目選択可</p> <p>※ 評価対象となる児童養護施設等とは、北九州市内の<u>児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホ</u> <u>ーム</u>とする。</p> <p>※ 対象となる卒業者とは、児童養護施設等を卒業後、<u>3年以内の者</u>とする。</p> <p>※ <u>雇用主と雇用開始日が確認できない場合は、評価対象外</u>とするため十分注意すること。</p> <p>※ 当該卒業者について<u>虚偽の申請をした場合には、工事成績評定の減点や指名停止等の措置を行うことが</u> <u>ある</u>ため十分注意すること。</p>

評価項目【 ㉔ 環境負荷軽減 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】 次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。 (ア) ISO14001又はエコアクション21の認証 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日以前にISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合＝0.5点 (イ) 「エコドラ北九州プロジェクト」への参加 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日以前にエコドラ北九州プロジェクトへ参加している場合＝0.1点 (ウ) 「北九州市脱炭素電力認定制度」の認定 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日に北九州市脱炭素電力認定制度の認定企業である場合＝0.1点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】 様式3号 【添付資料(必須)】 (ア)の場合＝技術資料提出の受付開始日現在で有効な登録証の写し (本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が登録範囲に含まれることが客観的に確認できる資料(登録(認証)機関が発行した登録証付属書、登録範囲証明書等)を添付すること。) (ウ)の場合＝2026年(令和8年)4月1日から技術資料提出の受付開始日以前に交付された北九州市脱炭素電力認定証明書の写し (証明書の交付については、環境局再生可能エネルギー導入推進課に確認のこと。)</p>
留意点
<p>※ 「評価区分:市の施策への協力 ⑰～㉔」のうち、最大4項目選択可 ※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。 ※ (ア)の場合、登録(認証)機関が発行していないもの(自社作成の組織図等)は、登録範囲の証明資料として認めないため十分注意すること。 ※ (イ)について、入札後に取り組み状況が確認できる資料を提出させることがある。また、虚偽の申請をした場合には、工事成績評定の減点や指名停止等の措置を行うことがあるため十分注意すること。 ※ 「エコドラ北九州プロジェクト」の詳細は、「北九州市環境局グリーン成長推進課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924.11972.html ※ 「北九州市脱炭素電力認定制度」の詳細は、「北九州市環境局再生可能エネルギー導入推進課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/290.00006.html</p>

評価項目【 ㉕ 北九州市消防団協力事業所の認定状況 】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日以前に北九州市消防団協力事業所に認定されている場合＝0.5点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】 様式3号 【添付資料(必須)】 技術資料提出の受付開始日現在で有効な表示証交付書の写し</p>
留意点
<p>※ 「評価区分:市の施策への協力 ⑰～㉔」のうち、最大4項目選択可</p>

評価項目【 ㉔ その他北九州市の施策への協力】

評価基準等
<p>【評価基準と配点】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出の受付開始日以前に、次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 北九州市自治会活動応援事業者として<u>表彰を受けた場合</u>＝0.5点</p> <p>(イ) 北九州 DX 大賞として<u>表彰を受けた場合</u>＝0.5点</p> <p>(ウ) 北九州 DX 大賞に<u>応募した場合</u>＝0.1点</p> <p>(エ) 北九州市公園応援団制度認定企業である場合＝0.1点</p> <p>(オ) 北九州市こどもまん“なかま”登録企業である場合＝0.1点</p>
様式、添付資料
<p>【様式】</p> <p>様式3号</p> <p>【添付資料(必須)】</p> <p>(ア)の場合＝北九州市自治会活動応援事業者表彰状の写し</p> <p>(イ)の場合＝北九州 DX 大賞表彰状の写し</p> <p>(ウ)の場合＝北九州 DX 大賞に応募したことが確認できる書類の写し</p> <p>(エ)の場合＝北九州市公園応援団認定書の写し(総合評価落札方式の加点対象であることがわかるもの)</p> <p>(オ)の場合＝北九州市こどもまん“なかま”登録証の写し</p>
留意点
<p>※「評価区分:市の施策への協力 ㉑～㉔」のうち、最大4項目選択可</p> <p>※ 複数の要件を満たす場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ この項目の評価については試行とし、年度ごとに見直しを行う。</p> <p>※ 「北九州市自治会活動応援事業者表彰」の詳細は、「北九州市総務市民局地域振興課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/15800073.html</p> <p>※ 「北九州 DX 大賞」の詳細は、「北九州市産業経済局中小企業振興課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10100123.html</p> <p>※ 「北九州市公園応援団制度」の詳細は、「北九州市都市整備局公園管理課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_00575.html</p> <p>※ 「北九州市こどもまん“なかま”」の詳細は、「北九州市子ども家庭局総務企画課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/115_00001.html</p>